

部 局 等	補助事業者 等 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事業費 (国庫補助 対象 事業費)	左に対する 国庫補助 金等交付 額	不当と認 める事業 費 (国庫補助 対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円

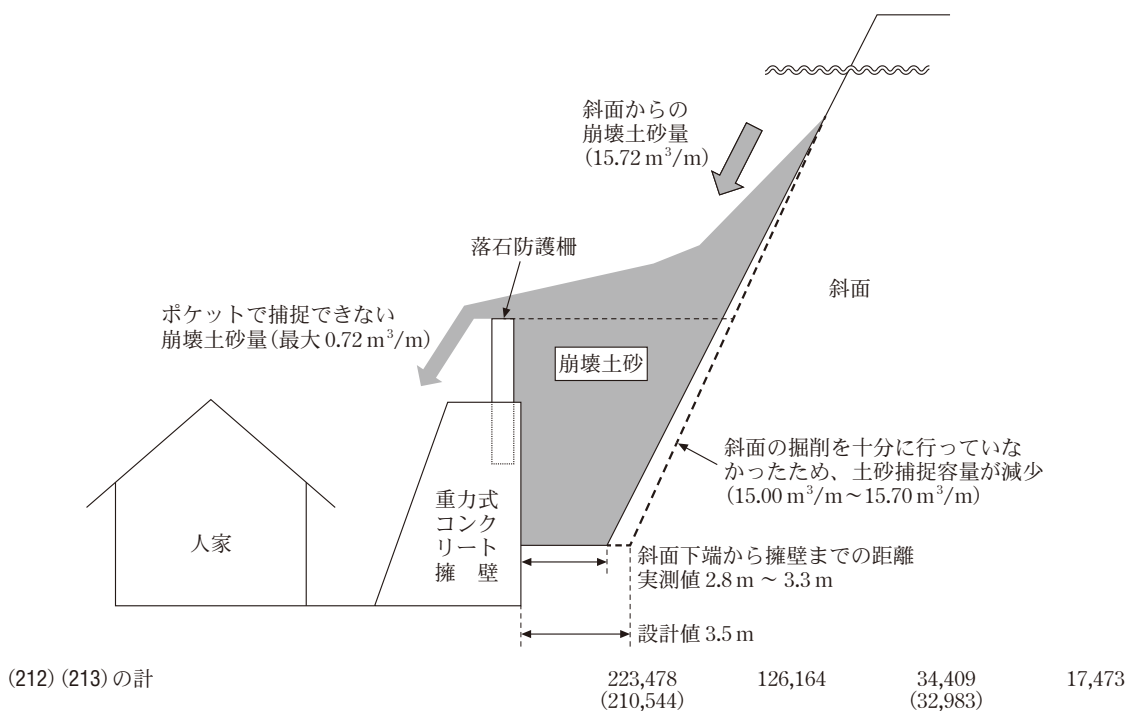
そこで、本件待受式擁壁について、現地の状況を踏まえて、基準等に基づき改めて土砂捕捉容量を算定したところ、 $15.00\text{m}^3/\text{m}$ から $15.70\text{m}^3/\text{m}$ までとなっており、4か所の測点全てにおいて、土砂捕捉容量が設計時に設定した崩壊土砂量 $15.72\text{m}^3/\text{m}$ を最大 $0.72\text{m}^3/\text{m}$ 下回っていた(参考図3参照)。

したがって、本件待受式擁壁(工事費相当額 28,531,634 円、国庫補助対象事業費 27,105,052 円)は、施工が適切でなかったため、崩壊土砂量を十分に捕捉できる土砂捕捉容量が確保されておらず、これに係る国庫補助金相当額 13,552,526 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、請負人による施工が設計と相違していたものとなっていたのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図3)

本件待受式擁壁の概念図



(6) 補助の対象とならないもの 2 件 不当と認める国庫補助金 7,058,628 円
工事が完了していないのに完了したとして補助金の交付を受けていたもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 4,565,000 円)

部 局 等	補助事業者 等 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事業費 (国庫補助 対象 事業費)	左に対する 国庫補助 金等交付 額	不当と認 める事業 費 (国庫補助 対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(214) 国土交通 本省	国立研究開 発法人建築 研究所	国立研究開 発法人建築 研究所施設整 備	5	353,397 (353,397)	353,397	4,565 (4,565)	4,565

国立研究開発法人建築研究所(以下「研究所」という。)は、令和5年度に、研究所の建築材料実験棟及び建築部材実験棟に設置されている電気設備、空調設備等の改修工事(以下「本件工事」という。)を、国立研究開発法人建築研究所施設整備費補助金(以下「整備費補助金」という。)の交付を受けて実施している(本件工事の概要、整備費補助金の概要等については、後掲435ページの国立研究開発法人建築研究所の項「実験棟の電気設備等の改修工事について、工事が完了していないのに完了したとする虚偽の検査調書を作成し、これに基づき契約金額全額を支払っていて、会計規程等に違反していたもの」参照)。

研究所は、本件工事により設置することとしていた変圧器を設置していないなどして、5年度までに本件工事が完了していないのに、完了したとする実績報告書を6年4月23日に国土交通本省に提出して、同月25日に整備費補助金の額の確定を受けていた。

したがって、5年度までに完了していない工事に係る費用4,565,000円は補助の対象とは認められず、これに係る整備費補助金4,565,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究所において、補助事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたことなどによると認められる。

港湾改修工事に係る補助対象事業費に対象とならない費用を含めていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,493,628円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(215)	中国地方整備局	山口県 港湾改修	元	56,999 (56,999)	28,499	4,987 (4,987)	2,493

山口県は、岸壁(水深7.5m)の耐震化に係る地盤改良工事で撤去されたエプロンのコンクリート舗装(以下「エプロン舗装」という。)、エプロン背後の荷さばき地(以下「背後地」という。)のアスファルト舗装(以下「背後地舗装」という。)等を復旧するために、重要港湾三田尻中関港新築地地区において、舗装工等を実施している。

港湾関係補助金等交付規則実施要領(昭和43年港管第814号国土交通省港湾局制定。以下「実施要領」という。)によれば、一般の岸壁等に係るエプロンとして補助の対象となる幅員については、取扱貨物の形状、荷役の形態等の必要により決定するとされており、岸壁の水深が7.5m以上の場合は20m以内とされている。ただし、これにより難しい場合については別途決定するとされている。

同県は、エプロン等の舗装の復旧に当たり、既存のエプロンと背後地との境界線を変更しないこととして、境界線より海側については、従前のエプロンの幅員20mに加えて、岸壁の耐震化に伴い岸壁法線が海側に前出しされた幅員3m分を新たなエプロンとし、幅員計23m分をエプロン舗装(厚さ35cm)等により復旧し、境界線より陸側の背後地については、背後地舗装(厚さ4cm等)により復旧していた(参考図参照)。

しかし、本件エプロンは、岸壁における取扱貨物が砂及び砂利であり、耐震化の前後で取扱貨物の形状、荷役の形態等に変更がないことなどから、従前の幅員20mが確保されていれば必要な機能を果